

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

637号
2016

平成27年度「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」 入賞作品決定！

県では、ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と、男性も女性も働きやすい環境づくりへの社会全体の気運を盛り上げていくことを目的として、「働くあなたへ 絵てがみ・イラスト作品展」を開催しました（主催：滋賀県・一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会）。

今回は、昨年10月から12月15日までの間、作品を募集しましたところ、小学生以下の部82点、中学生の部376点、一般の部222点のご応募をいただきました。

厳正な審査の結果、各部の最優秀賞、優秀賞、入選の入賞作品を決定しました。

入賞作品および審査上位の作品については、県立近代美術館（平成28年2月23日～2月28日）において展示しました。

小学生以下の部 最優秀賞



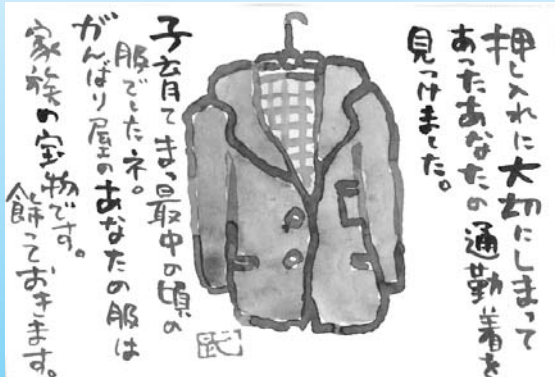
藤本 優杏さん（草津市・小学5年生）

中学生の部 最優秀賞



巖島 彩良さん（東近江市：中学1年生）

一般の部 最優秀賞



石川 武雄さん（守山市）

目次

- P2 平成28年4月1日より、女性活躍推進法がスタートします「イクボス宣言企業登録」しませんか
- P3 第14回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました
- P4 ご存知ですか？「無期転換ルール」労働保険の届出にマイナンバー制度による法人番号の記載が必要になります
- P5 「働きやすい職場環境づくり」お試し相談（無料）のご案内 県立高等技術専門学校への求人をお待ちしています
- P6 勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集しています
- P7 シルバー人材センターの会員を募集しています 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の時期となりました
- P8 「滋賀県産業安全の日 無災害運動」の取組結果シリーズ「がんと就労4」職場の人ががんになったら（3）
- P9 労働相談Q&A「パワハラ」
- P10 労働委員会だより「不当労働行為事件の概要について」
- P11 平成27年労働組合基礎調査の結果
- P11 平成27年年末一時金妥結状況調査の結果
- P12 「WORKしが」で企業の魅力を若年求職者へ発信しませんか 中高年齢者の仕事の相談は「シニアジョブステーション滋賀」にお任せください

平成28年4月1日より、女性活躍推進法がスタートします！

～一般事業主行動計画策定等届の提出はお済みですか？～

滋賀労働局雇用均等室

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき、常時雇用する労働者の数が30人以上の事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行うこと、②一般事業主行動計画を策定し、社内周知、公表を行い、滋賀労働局へ届け出ること、③自社の女性の活躍に関する情報を公表すること、が必要です。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届は、平成28年1月より滋賀労働局雇用均等室で受け付けています。

届出がまだの企業の皆さまにおかれましては、計画策定・届出をお急ぎください。

■届出に記載が必要な事項■

- ① 一般事業主の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
- ② 常時雇用する労働者の人数
- ③ 一般事業主行動計画を策定・変更した日（※変更した場合は、変更内容）
- ④ 一般事業主行動計画の計画期間
- ⑤ 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
- ⑥ 達成しようとする目標及び取組の内容の概況
- ⑦ 一般事業主行動計画の労働者への周知方法
- ⑧ 一般事業主行動計画の外部への公表方法
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表の方法

※届出に当たって、様式は任意ですが、「一般事業主行動計画策定・変更届（参考様式）」を使用いただくこともできます。

※様式は、厚生労働省HP（女性活躍推進法特集ページ）からダウンロードできます。

（厚生労働省HP内で「女性活躍推進法特集ページ」で検索ください）

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.htm>

〈届出・お問い合わせ先〉 滋賀労働局雇用均等室

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 TEL:077-523-1190

※滋賀労働局雇用均等室は、平成28年4月1日より「滋賀労働局雇用環境・均等室」となる予定です。
Tel番号、所在地等に変更はありません。

「イクボス宣言企業登録」しませんか

少子高齢化で進む人材不足、益々激しくなる国際競争。こんな時代だからこそ、職場全体で業務の〈成果〉と育児や介護などの〈私生活〉の両立を目指すチーム・マネジメントが求められています。

そんなマネジメントを担うのが「イクボス」。職場で共に働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司です。

「イクボスを目指したい!」、「既にイクボスだけど、それを部下にも、お客様にもアピールしたい!」

滋賀県がその思いをお手伝いします!! まずはイクボス宣言してみませんか!

【イクボス宣言企業登録とは】

イクボス宣言企業登録とは、「イクボス宣言」された企業・団体の取組を滋賀県のホームページで紹介させていただき仕組みです。

【登録対象】

滋賀県内に本社または事業所がある企業・団体等で、代表者が「イクボス宣言」を行っている企業・団体等

【申込方法】

滋賀県のホームページのイクボス宣言企業応援ページより申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入後、郵送にてお申し込みください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/thedeclarationofikuboss.html>



上記の携帯電話用二次元バーコードからもホームページをご覧いただけます。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL:077-528-3770 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

第14回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2015') が開催されました!

平成27年11月29日(日)に滋賀職業能力開発短期大学校(滋賀職能大)において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部と滋賀県の共催で、第14回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2015')が開催されました。

また、平成27年12月22日(火)に大津合同庁舎において、この大会の成績優秀者の表彰を行いました。

この大会は、障害者が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として毎年開催しています。

本年度は、喫茶サービスなど12競技種目に82名の選手が出場し、日頃職場や職業訓練の場で培った技を競いました。

このうち8種目について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部長より金賞、銀賞、銅賞および努力賞が授与されました。また、金賞受賞者の中で、特に優秀な成績を取めた4名には、滋賀県知事より表彰状が授与されました。



▲12月22日 表彰式(滋賀県大津合同庁舎)

●各賞の受賞者 (◎知事表彰を受けられた方：敬称略)

競技種目	金賞	銀賞	銅賞	努力賞		
電気機器組立	林 晶己 (パナソニックアソシエイツ滋賀(株))	長谷川 享史 (パナソニックアソシエイツ滋賀(株))	小山 せなみ (パナソニックアソシエイツ滋賀(株))	—	—	—
ワード・プロセッサ	◎小須田 士 (成安造形大学)	林 聖 (働き教育センター大津)	田中 悠斗 (働き教育センター大津)	北垣 昌伸 (働き教育センター大津)	—	—
製品パッキング	◎筒井 沙智 (カルビー・イートーク(株))	今橋 正一 (株)クレール	小嶋 美菜代 (カルビー・イートーク(株))	中川 加津也 (カルビー・イートーク(株))	堀 宗樹 (滋賀県立信楽学園)	—
パソコンデータ入力	小久保 恵理 (草津市役所)	南 雄輔 (滋賀県立高等技術専門学校)	三木 悠生 (滋賀県立甲南高等養護学校)	前田 伊吹樹 (株)クレール	川端 実地男 (滋賀県立高等技術専門学校)	—
喫茶サービス	◎藤沢 早也加 (個人)	西川 和輝 (株)クレール	中村 美友季 (滋賀県立甲南高等養護学校)	浦杉 香 (働き教育センター大津)	犬井 理乃 (滋賀県立甲南高等養護学校)	馬場 雅也 (滋賀県立甲南高等養護学校)
オフィスアシスタント	該当者なし	該当者なし	上野 慎吾 (滋賀県立高等技術専門学校)	嶋田 朝香 (滋賀県立高等技術専門学校)	久泉 鈴華 (滋賀県立信楽学園)	吉崎 真衣 (滋賀県立甲南高等養護学校)
			宮本 愛 (滋賀県立高等技術専門学校)	植田 きより (株)クレール	西田 杏奈 (滋賀県立甲南高等養護学校)	
表計算	◎繁田 一弥 (タカラスタンダード(株)滋賀工場)	安井 謙治 (株)滋賀富士通ソフトウェア)	古本 哲士 (働き教育センター大津)	饗場 孝治 (働き教育センター大津)	—	—
ビルクリーニング	芝田 脩平 (働き教育センター大津)	保科 美咲 (働き教育センター大津)	島田 誠 (働き教育センター甲良)	若林 武彦 (働き教育センター甲良)	上島 泉美 (滋賀県立信楽学園)	—

※3名以上の参加があった種目を表彰対象としています。

事業主の皆さま・働くすべての皆さまへ

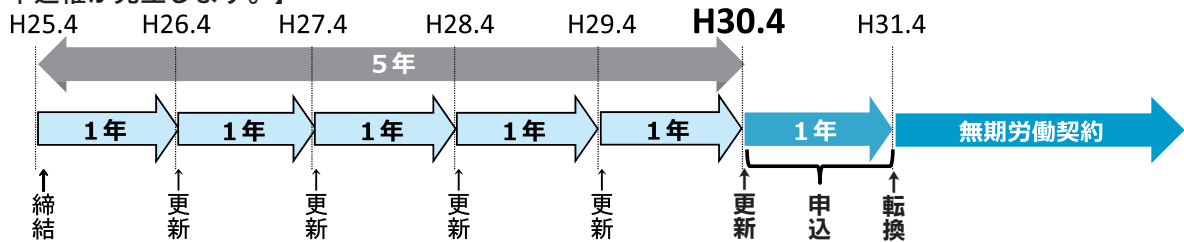
滋賀労働局 労働基準部 監督課
電話077-522-6649

**ご存じですか？「無期転換ルール」
～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～**

●無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合は、平成30年4月更新の時点で労働者に無期転換の申込権が発生します。】



●円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

円滑な無期転換

検索

労働保険の届出にマイナンバー制度による法人番号の記載が必要になります

1. 以下の労働保険関係届出様式に法人番号欄が追加されます。

- ① 労働保険関係成立届（事務処理委託届）（様式第1号）
- ② 概算保険料申告書・増加概算保険料申告書・確定保険料申告書（様式第6号）

2. 法人番号欄へ法人番号の記載について

1の関係書類を届け出る際は、法人番号欄へ13桁の法人番号を記載します。

★個人事業の場合には法人番号欄にすべて0を記入します。

★労働保険事務組合が保険料の申告を行う場合には、労働保険事務組合の法人番号を記載します。

3. 法人番号記入の際の留意点

法人番号は1法人に対して1番号のみ指定されます。支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所については、当該法人に対して指定された法人番号を記入してください。

4. 情報管理について

法人番号は、原則として公表され、誰にでも自由に利用できることとされています。

このため、個人番号と同レベルでの厳格な安全管理措置は求められていません。

★法人番号欄が追加された様式の周知用リーフレット「平成28年1月から労働保険の届出に法人番号の記載が必要です」を滋賀労働局ホームページに掲載しています。以下のアドレス等で検索してください。

【滋賀労働局ホームページアドレス】

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

若しくは

滋賀労働局

検索

（新着情報）2016年1月12日 マイナンバー制度（法人番号の記載案内用リーフレット）をご覧ください。

【お問い合わせ先】

滋賀労働局労働保険徴収室

TEL 077-522-6520

専門家（社会保険労務士）のアドバイスを受けてみませんか

「働きやすい職場環境づくり」お試し相談（無料）のご案内

残業を減らす取り組みを始めたい！ 年次有給休暇を取りやすい環境を作りたい！
長時間労働を防ぐため、業務の見直しを行いたい！
育児中や介護中の社員が働き続けられる環境を作りたい！ など

長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進などの取組を支援するため、社会保険労務士が企業に出向いてアドバイスを行います。

この機会に、社会保険労務士にお気軽にご相談しませんか。

☆ 対象企業 企業規模が従業員300人未満の県内企業
☆ 相談回数 1回
☆ 費用 無料

※滋賀県委託事業として滋賀県社会保険労務士会が実施するものです。

【お問い合わせ先】 滋賀県社会保険労務士会 TEL 077-526-3760

企業の皆さまからの求人をお待ちしています！！

＜即戦力となる人材、次代のものづくりをリードする技能者を育成しています＞

滋賀県立高等技術専門学校

滋賀県立高等技術専門学校では、新規卒業者や離転職者、障害者等を対象として、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練を実施しています。

訓練は、実技に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に実施することにより、企業や地域ニーズに応える確かな技能を身に付けるための実践的な内容で行っています。

企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

＜米原校舎＞

訓練科名	訓練期間
生産システム制御科 ※1	2年
生産システム設備科	1年
木造建築科	1年
金属加工技術科	1年
機械実践技術科	6ヶ月
溶接実践技術科	6ヶ月
電気設備技術科	6ヶ月
電気機械技術科	6ヶ月
住宅リフォーム科	6ヶ月

＜草津校舎＞

訓練科名	訓練期間
自動車整備科 ※1	2年
コンピュータ制御科 ※1	1年
服飾デザイン科	1年
溶接技術科	1年
機械加工技術科	1年
塗装技術科	1年
総合実務科 ※2	1年

※1 高等学校等を卒業以上の方を対象とした訓練科です。

※2 総合実務科には、販売実務コース、OA事務コースがあり知的障害者を対象とした訓練科です。

【お問い合わせ先】

滋賀県立高等技術専門学校

米原校舎（テクノカレッジ米原） 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL 0749-52-5300

草津校舎（テクノカレッジ草津） 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL 077-564-3297

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyoun/kyujin.html>

社員の福利厚生を充実しませんか 勤労者互助会・サービスセンターの会員を募集しています！

滋賀県勤労者互助会連合会

県内にある10地域の勤労者互助会・サービスセンターでは、勤労者の福利厚生の充実を図るため、各種事業を展開しています。地域の事業主や勤労者が共同加入する団体ですので、個々の企業では難しい福利厚生について、きめ細かなサービスの提供を受けることができます。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

主な事業内容

- ・ **福利厚生事業** 文化体育活動／健康促進事業／各種チケット取扱／各種イベント（講演会・観劇会・パソコン教室・いけばな教室）など
- ・ **貸付事業** 生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資
- ・ **保険金支払事業／共済金給付事業** お祝い金・弔慰金、病気・災害等の見舞金など

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧ください。また、お電話でもお問い合わせください。

名 称	電話番号	対象地域
(一財) 大津市勤労者互助会	077-522-6499	大津市
(一社) 草津市勤労者福祉サービスセンター	077-567-4377	草津市
彦根地域勤労者互助会	0749-27-6787	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
(一財) 守山野洲勤労福祉サービスセンター	077-581-2408	守山市・野洲市
湖北地域勤労者互助会	0749-50-7327	長浜市・米原市
(一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター	0748-38-8400	近江八幡市・竜王町
東近江地域勤労者互助会	0748-23-7400	東近江市・日野町
栗東市勤労者互助会	077-554-0400	栗東市
甲賀広域勤労者互助会	0748-63-1809	甲賀市・湖南市
高島市勤労者互助会	0740-32-8188	高島市

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
おかげ様で47周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発・販売
2. 建物のプランから建築
3. 不動産の仲介
4. リフォーム&サポート

滋賀県知事(12)第631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/>

滋賀住宅生協

検索

定休日/火・水・祝

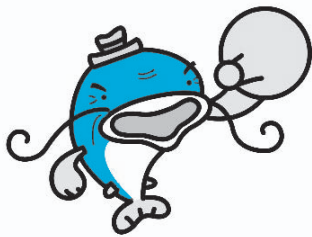
シルバー人材センター 会員募集中!!

まだまだ若い、元気で健康な日々を保ちたい、地域のために役立ちたい、生きがいのある生活にしたい……など、お考えの方も多と思います。

人口減少、少子高齢化などにより、労働力人口が減少する中、高齢者の労働力を地域社会が期待しています。働くことは、単に収入を得る目的だけでなく、「生きがい」「社会貢献」になり、さらには、「健康維持」「介護予防」にも繋がります。

シルバー人材センターで、これまでの経験も活かしつつできそうな仕事、興味のある仕事などを探して、地域貢献・社会貢献をして、生きがいを見つけ生涯現役を实践して頂ければ幸いです。

退職後、まずは、お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を！



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター
「なまひげ先生」

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階

TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490

HP : <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

～事業主の皆様へ～

障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の時期となりました!!!

平成28年度障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請は、以下のとおりとなります。

☆ **対象事業主** ⇒ 常用雇用労働者数 100人を超える事業主の皆様

☆ **対象期間** ⇒ 平成27年4月1日から平成28年3月31日

☆ **締切日** ⇒ 平成28年5月16日

※上記には調整金も含まれます。

報奨金につきましては、平成28年7月31日までに申請してください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課

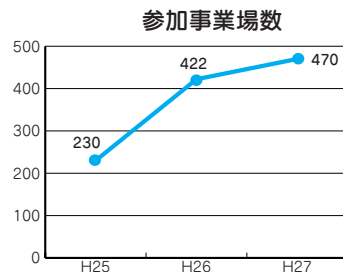
〒520-0856 大津市光が丘町3-13 2F TEL 077-537-1214

「滋賀県産業安全の日 無災害運動」の取組結果

昨年11月の「滋賀県産業安全の日 無災害運動」には、各主催団体の呼びかけに応じて、県内470事業場が参加しました。

取組事例を滋賀労働局HPに掲載しました。安全活動にご活用下さい。

労働局では、労使団体や県とともに、平成30年に参加事業場1,000を目標に、県内事業場に一層参加を呼びかけていきます。



掲載ページ：

http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/musaigaiundou.html

※滋賀労働局トップページ (<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) 「新着情報」としても2月22日付けでリンク掲載しています。

<お問い合わせ先> 滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL 077-522-6650

シリーズ「がんと就労」 part4

職場の人ががんになったら(3)

今回は、事業所と治療を受ける医療機関との間の連携方法として、「会社と主治医間の情報連絡シート」の活用をご提案します。

「会社と主治医間の情報連絡シート」

病気で長く休んでいた従業員が復職するとき、事業所としては、その従業員の体力や健康状態に応じてどのように働いてもらえばよいのか判断に迷い、主治医に意見を求めることがあります。その際に、「会社と主治医間の情報連絡シート」をご活用ください。

会社と主治医間の 情報連絡シート

事業所が記載する事項

- ①勤務時間帯・通勤手段
- ②残業
- ③復職予定業務
- ④有給休暇
- ⑤主治医への質問

主治医が記載する事項

- ①
 - ②
 - ③
- 主治医の意見
<問題なし・要配慮・不適>
- ⑤主治医からの回答
 - ⑥職場での注意事項

利用のメリット

事業所：会社で必要な配慮は何かを知ることができる。また、仕事の段取りが立てやすい。

従業員（患者）：体調や治療の内容を的確に事業所に伝えられる。事業所に配慮を求めやすくなる。

主治医：勤務条件や職場の仕事内容がわかり、患者や会社に適切なアドバイスを行える。

利用の流れ

- ① 事業所が従業員（患者）に利用目的を説明し、本人の同意を得る。
(あるいは、従業員（患者）自身がシートの利用を希望する)
- ② 事業所がシートに必要事項を記入。③ 従業員（患者）が主治医に提出。
- ④ 主治医が<問題なし・要配慮・不適>で回答。従業員（患者）を通して事業所へ提出。
- ⑤ 事業所が配慮・対策例を参考に業務内容、配慮事項を決定。

入手方法

インターネットから「会社と主治医間の情報連絡シート」で検索するか、従業員（患者）が受診先の医療機関へご相談ください。

平成28年4月から、「がんと就労」の出前講座を始めます。お問い合わせください。

滋賀県健康医療福祉部健康医療課 がん・疾病対策室

TEL:077-528-3616 Mail ef00@pref.shiga.lg.jp



滋賀県健康づくり
キャラクター
「しがのハグ&クミ」

労働相談 Q & A

テーマ

『パワハラ』

最近の労働相談では、「人前で大声で叱責されたり、人格を否定するような言葉を浴びせられるなどで体調を崩している。どうすればいいのか」といった職場での「いじめ」や「いやがらせ」など「パワハラ」に関する相談が多く寄せられています。そこで今回は、職場における「パワハラ」について確認することとします。

Q 質問

職場における「パワハラ」とは、どのようなものですか。また「パワハラ」による被害を受けた場合には、どうすればよいですか。

A 回答

「パワハラ」は、「パワー・ハラスメント」の略で、「職場のパワー・ハラスメント」とは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」とされています。また、上司から部下に行われるだけでなく、先輩・後輩間や同僚、さらには部下から上司に対して行われるものもあります。

職場のパワー・ハラスメントは、「業務の適正な範囲」を超えて行われるものが対象になります。そのため、個人の受け取り方によっては、業務上必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合には、パワー・ハラスメントには当たりません。

職場のパワー・ハラスメントは、典型的に以下の6つに類型化されます。(ただし、当たりうる行為の全てを網羅するものではありません)

①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)、③人間関係からの切り離し(隔離・仲間はずし・無視)、④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)、⑤過小な要求(業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)、⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

パワハラと感じる行為を受けた場合は、①日時、場所、被害の状況や内容、近くに第三者がいたか、など具体的な事実を記録しておく。②整理した内容をもとに、そうした言動をやめるよう申し入れる。場合によっては、文書(配達証明付きの内容証明郵便など)で要求する。③整理した記録等をもとに、会社側(職場の責任者、人事・労務担当者、会社の相談窓口等)や労働組合に事実を報告し、相談する。などの方法が考えられます。

こうした方法でも事態が改善しない場合は、労働局や労働委員会などの公的な機関に相談して、あっせん制度を利用するなどの方法もあります。

また、パワー・ハラスメントによって体調を崩して精神障害を発症し、治療が必要になった場合には、一定の基準を満たせば労災認定を受けられることもありますので、最寄りの労働基準監督署に相談してください。

一方、使用者には、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮を行うことや、快適な職場環境を形成するように努めることが義務づけられています。(労働契約法第5条、労働安全衛生法第71条の2) また、使用者側にとってもパワー・ハラスメントを放置することは、職場の雰囲気が悪くなる、労働生産性や企業イメージが低下するなど、企業に与える影響も少なくありません。さらに、被害者からの損害賠償や慰謝料の請求訴訟が起こされた場合には、加害者だけでなく、使用者にも使用者責任が問われることもあります。

そのような事態にならないためにも、パワー・ハラスメントが起きないように、できるところから取組を始めて、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりに努める必要があります。

滋賀県労働相談所 一労働に関する疑問・トラブルはありませんかー

電話番号 077-511-1402

0120-967164苦勞ない労働(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～20時(12:30～13:30、15:00～15:15は除く)

月曜日～金曜日(祝日) 17時～20時

土・日曜日 10時～16時(12:30～13:30は除く)

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階(面談相談は事前連絡が必要です)

不当労働行為事件の概要について

不当労働行為事件とは

労働組合法では、労働組合に対し使用者が不利益取扱いや団体交渉拒否、支配介入などの不当労働行為を行ったと思われる場合は、労働組合やその組合員が、労働委員会に救済を申し立てることができます。労働委員会では、その申立ての審査を行い、使用者の行為が不当労働行為にあたるか否かの判断をします。

平成27年に取り扱った不当労働行為事件

平成27年に当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は、前年からの繰越事件2件と、新規申立事件5件の計7件でした。なお、平成27年に終結した6件の事件の中から、命令書を発した事件と和解により終結した事件について、それぞれ事例を示します。

【A不当労働行為事件】 審査期間：444日

A社の従業員で組織するX労働組合は年末一時金について、A社と数回にわたり団体交渉を行いました。

X組合によると、団体交渉の中で、A社は自らの主張に関する資料は提出するものの、組合側が求める将来的な販売見通しや設備投資計画等については示すことなく、また一時金要求に対して「ゼロ回答」を譲らず、さらには従業員の賃金カットにも言及したとのことでした。X組合は、これらA社の行為が、団体交渉に誠実に応じるものではなく、不当労働行為にあたるとして、当委員会に対して救済申立てを行いました。

当委員会は、団体交渉においてA社社長が会社の財務内容を十分に理解しないまま、X組合を感情的に非難するような発言をしばしば行い、交渉を紛糾させたことは、経営者として極めて不適切であると指摘しました。

しかしながら、団体交渉においては、A社の代理人の弁護士らが出席し、会社の財務状況について資料に基づき相応の説明を行い、社長を補佐することによって協議継続の努力をしていることから、社長の個々の発言のみをとらえて、交渉全体が不誠実であったとは認められないと判断し、X組合の申立てについて、棄却命令を発しました。

【B不当労働行為事件】 審査期間：169日

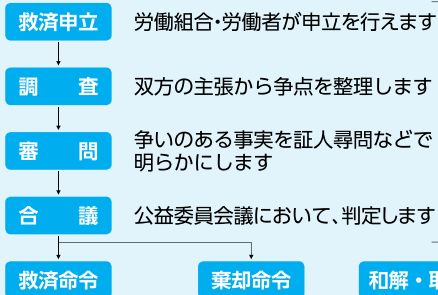
B社が経営する店舗において採用されたYは、採用前に示された賃金よりも実際に支給された金額が少ないうえ、正社員にはされず、試用期間のみで雇用を打ち切る旨、店舗の責任者から通告されました。

このため、YはZ労働組合に加入し、Z組合からB社に対しYの雇用継続や、事前説明よりも低い賃金の差額の支払い等について話し合うため、団体交渉を申し入れました。ところが、B社がこれに応じようとしなかったため、Z組合は当労働委員会に対して不当労働行為の救済申立てを行いました。

また、Z組合はYの試用期間終了が迫ったことから、上記救済申立てとは別に、団体交渉応諾のためのあっせんを申請し、当委員会によるあっせん手続の結果、Z組合とB社との団体交渉が開催されました。しかし、当該団体交渉では、B社がZ組合に対し詳しい資料の提示などを行わず、十分な説明もせず終始不誠実な対応であったとして、Z組合は当委員会に対して、新たに救済申立てを行いました。

このため、当委員会ではZ組合からの2件の申立てを併合して審査が行われ、両当事者の主張の確認、整理等が行われ、併せて和解の意向についても聴取が行われました。B社側からは、解決金の支払いによる和解案が示され、Z組合からも同様に和解条件が示されました。当初に双方の示した金額については開きがあったものの、さらなる歩み寄りに向けて説得が試みられました。その結果、両当事者が譲歩の姿勢を示したため当委員会から和解協定書案を提示したところ、両者がこれを受諾し、本事件は和解により終結しました。

不当労働行為事件審査の流れ



★毎月第4金曜日は、当委員会委員(公・労・使各側1名)による「月例労働相談」を開催しています。

電話により、予約を受け付けています。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

相談のお申し込み、お問い合わせは **滋賀県労働委員会事務局** まで
 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 県庁東館5階
 TEL: 077-528-4473 <http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

平成27年労働組合基礎調査の結果

厚生労働省では全国の労働組合の組織状況を把握するため、毎年6月30日現在で調査を行っています。平成27年の滋賀県の集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

1. 労働組合数および組合員数の状況
 - 単位労働組合における組合数は724組合となり、前年の736組合より12組合減少しました（1.6%減）。
 - 組合員数は97,852人となり、前年の99,249人より1,397人減少しました（1.4%減）。
2. 産業別労働組合数および組合員数の状況
 - 産業別に組合数を見ると、製造業が最も多く257組合で、全体の35.5%を占め、次いで卸売業・小売業（105組合、14.5%）の順となっています。
 - 組合員数では製造業が最も多く55,527人で全体の56.7%を占め、次いで公務で9,895人、10.1%の順となっています。

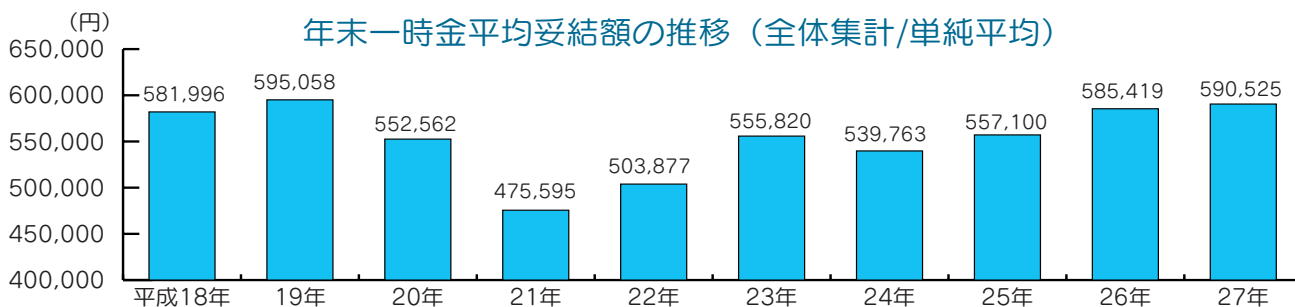
最近6年間の組合員数と組織率の推移

調査年	組合員数（人）	本県推定組織率（%）	全国推定組織率（%）
平成22年（2010年）	102,131	17.2	18.5
平成23年（2011年）	101,010	17.0	18.1
平成24年（2012年）	101,360	17.1	17.9
平成25年（2013年）	100,478	16.9	17.7
平成26年（2014年）	99,249	16.7	17.5
平成27年（2015年）	97,852	16.3	17.4

※平成22年から平成26年の本県推定組織率については、経済センサスの結果からさかのぼって修正しているため、以前に公表している結果とは数値が異なります。
 ※結果の詳細については、県労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei>）をご覧ください。

平成27年 年末一時金受結状況調査の結果

この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成27年の調査では、滋賀県内のすべての民間労働組合（621組合）を対象として実施し、平成27年12月31日現在で受結した旨報告のあった組合のうち、受結額が判明している305組合について集計し、前年と比較可能な256組合について前年比較を行いました。



※平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年以降はすべての県内民間労働組合を対象に実施しています（平成27年は621組合を対象に調査を実施し、305組合の受結額を集計）。

前年と今年ともに額が判明している256組合による対前年比較（単純平均）

	全産業・全規模平均	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業平均	非製造業平均
組合数	256	84	172	133	123
受結額（円）	605,396	485,221	664,087	605,176	605,635
前年受結額（円）	594,669	475,352	652,940	583,866	606,350
前年同期差（円）	10,727	9,869	11,147	21,310	△715
対前年増減比	1.80%	2.08%	1.71%	3.65%	△0.12%

☆結果の詳細については、県労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei>）をご覧ください。

滋賀県の魅力ある企業の情報サイト



WORKしが

企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか?
～ 登録企業を募集中 ～

登録無料!

♪ 登録は簡単、4ステップ♪

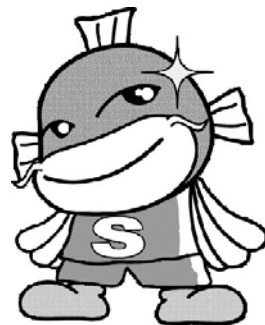
- ① <https://www.workshiga.com/> にアクセス
- ② 「企業のみなさまへ」をクリック
- ③ 「企業の登録はこちら」をクリック
- ④ 必要情報を入力・申請してください。

※ ID・パスワード発行後は好きなタイミングで企業情報の編集ができますので、御社の魅力を存分にアピール下さい!

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院生を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

**500社以上の
企業情報を
掲載中!**



※ 登録企業の皆様へ

平成28年3月より、平成29年3月大学等卒業予定者の採用選考に係る広報活動が解禁となりますので、最新の情報に更新をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

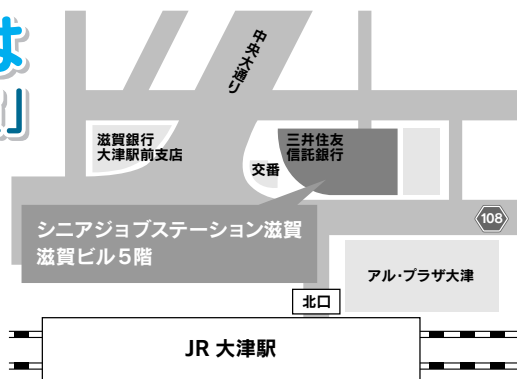
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室 TEL:077-528-3758 Email: fe0004@pref.shiga.lg.jp

中高年齢者の仕事の相談は 「シニアジョブステーション滋賀」 にお任せください!

転職 就職 起業

概ね45歳以上対象

相談無料



所在地：大津駅前滋賀ビル5階
(大津市梅林1-3-10、大津駅北口から徒歩2分)
利用時間：9時～17時
(相談受付は16時まで)
※土日祝日・年末年始は休業

【ハローワーク大津】

求人検索・職業相談・紹介状の発行

【シニア相談コーナー（県事業）】

適性診断・キャリアカウンセリング・支援プラン作成・各種セミナー

お問い合わせ：Tel 077-521-5421 Fax 077-521-5455

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL：077-528-3751 FAX:077-528-4873
http://www.pref.shiga.lg.jp/
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp